

県の精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保に向けた施策

資料

- 県の精神科医療の政策課題解決に向けて、県立精神医療センターの富谷市への移転が必要
- 精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保 ⇒ 県南に、外来機能に加え、患者の急性増悪に対応できる入院機能（病床）の確保の必要性
- 名取以南及び富谷をはじめとした、各地域における「にも包括」推進のための予算と組織体制の拡充の必要性

施策の柱① 官民連携による精神科新病院の名取市内への開設

施策の柱② 「にも包括」に関する事業、予算の大幅拡充

施策の柱③ 精神保健福祉に関する県組織体制の強化

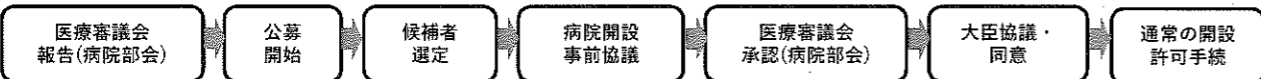
施策の柱① 官民連携による精神科新病院の名取市内への開設

県南の精神疾患患者の医療提供体制を確保するため、外来機能等に加え、入院機能を備えた官民連携による精神科新病院を名取市内に開設し、患者の急性増悪時の入院対応などにより、地域生活を支える体制を整備します。

開設主体・手続き

- 公募により募集し、選定した法人を開設の候補主体とする。
- 公的医療機関を含む病院再編の特例協議(法第30条の4第10項)案件として厚生労働大臣に協議し、同意を得ることが前提

【手続き】



求める診療機能

- ①外来機能 ②デイケア機能 ③訪問看護機能 ④入院機能(急性期又は急性増悪対応) ⑤地域連携室

病床規模等

- 精神医療センターの移転に伴う減床分(88床)と、提案事業者自らが県内で運営する病院の一部または全部の病床を移転させた分(α床)の合計を下回る病床数
- 名取市内の県有地(現高等看護学校用地約6,700m²)の無償貸与を想定

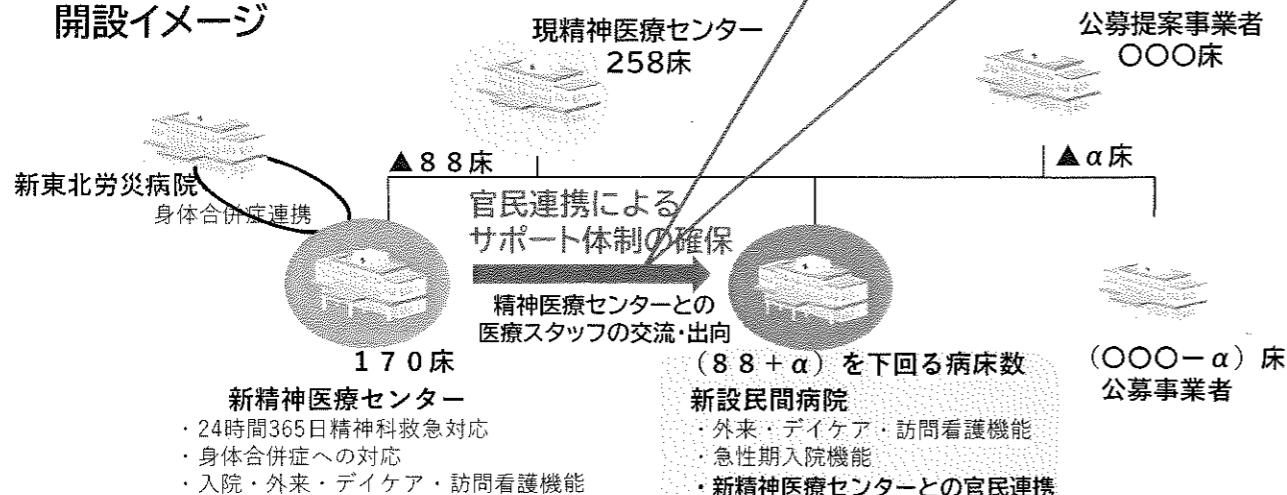
応募の要件

- 県内に精神科病院を有する法人であり、精神医療に実績を有すること
- 新精神医療センターとの官民連携により、県南での医療の継続性や患者との信頼関係の維持に努めること
- 既存の社会資源、行政との連携により、県南地域の「にも包括体制」の構築・充実に積極的に貢献すること

精神医療センタースタッフの出向等により、患者との信頼関係を維持するとともに、ノウハウの継承を進めます。

・当分の間、病院及び訪問看護等へ、精神医療センタースタッフが出向するなどして、南の診療機能をサポート
 ・これまで培ってきた「にも包括」の体制を官民連携の中で、ノウハウとともに継承

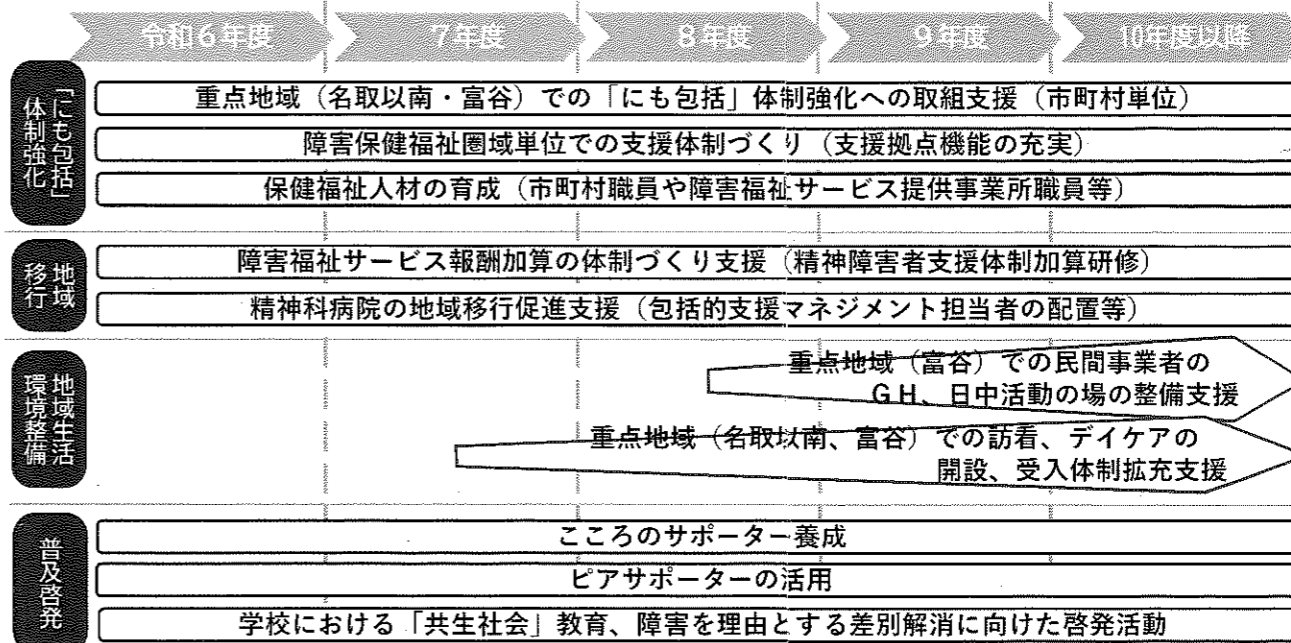
開設イメージ



施策の柱② 「にも包括」に関する事業、予算の大幅拡充

「にも包括」の推進に向けた事業・予算を大幅拡充・確保し、計画的に継続した取組を進めることで、名取以南・富谷の重点地域をはじめとした全県域での体制づくりを進めます。

◎「にも包括」推進施策パッケージのイメージ例 ※予算規模等については、令和6年度予算編成に合わせて検討



施策の柱③ 精神保健福祉に関する県組織体制の強化

重点地域の精神保健分野の支援強化を目的に、仙台保健福祉事務所・同岩沼支所・同黒川支所の管轄エリアにおける体制強化を図ります。

◎県組織体制の強化イメージ図

